

いすみ市公告

いすみ市立岬中学校屋内運動場老朽改修工事  
の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 30 年 4 月 9 日

いすみ市長 太 田 洋

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 いすみ市立岬中学校屋内運動場老朽改修工事
- (2) 工事箇所 いすみ市岬町椎木 1370 番地
- (3) 工事期限 平成 31 年 1 月 31 日（木）
- (4) 工事の概要

ア 目的

中学校屋内運動場の内部・外部改修工事

イ 規模及び構造

建築年月：昭和 43 年 3 月

建築面積：1346.94 m<sup>2</sup>

延床面積：1393.60 m<sup>2</sup>

保有面積：1306.00 m<sup>2</sup> ※公立学校施設台帳より

構 造：鉄筋コンクリート造＋鉄骨造

階 数：2 階建て

ウ 工事種目

建築改修工事 一式

電気設備改修工事 一式

機械設備改修工事 一式

撤去工事 一式

発生処分費 一式

エ 工事内容

設計図書を参照

- (5) 予定価格 229,716,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 最低制限価格 本工事の最低制限価格は、予定価格の 85%とする。

(7) 入札の方法            ちば電子調達システムによる電子入札の方法で執行する。

(8) その他

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 平成30.31年度いすみ市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、建築一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、いすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の公告日から本工事の開札の時までの間受けていない者。

(2) 建設業法による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）が（本工事入札参加資格確認申請受付日より直近で）1000点以上1600点未満である者。

(3) 県内に本店又は建設業法に基づく許可を受けた支店又は営業所等がある者。

(4) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有し、営業所の専任技術者以外の者で現場に専任できる監理技術者（公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）を配置できる者。

(5) 過去10年間に於いて、国又は地方公共団体等が発注した工事で、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又はこれらの複合構造のいずれかの、延床面積が500㎡以上の屋内運動場の新築、改築又は大規模改修工事を元請として施工した実績がある者。

(6) 本工事にかかる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア この工事に係る設計業務等の受託者

受託者 株式会社 吉田設計

所在地 千葉県いすみ市岬町長者436番地

イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6箇月以内に手形又は小切手を不渡りした者

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

### 3 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 申請書等の提出

ア 期間 平成 30 年 4 月 20 日（金）午前 9 時から

平成 30 年 4 月 23 日（月）午後 3 時まで

イ 申請方法 ちば電子調達システム「電子入札システム」により申請すること

ウ 提出書類

①競争参加資格確認申請書（「電子入札システム」により作成）

②一般競争入札参加資格確認申請書（入札情報サービスよりダウンロード）

③専任配置予定技術者の従事工事等の状況（入札情報サービスよりダウンロード）

④証明資料（上記②の申請書を参照のこと）

#### (2) 入札参加資格の確認結果通知

平成 30 年 4 月 27 日（金）午後 3 時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求める場合は、平成 30 年 5 月 8 日（火）までに、財政課長に書面を持参して行わなければならない。

(4) 理由は、説明を求められた日から 3 日以内にメールまたはファックスにより回答する。

### 4 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり公表する。

(1) 設計図書等は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」にて下記の期間にて公表する。

閲覧期間 平成 30 年 4 月 9 日（月）から

平成 30 年 5 月 21 日（月） 午後 3 時まで

(2) 設計図書等の紙での配布は行わない。

(3) 設計図書等に対する質疑

設計図書等に対する質疑がある場合は、質疑書をメールにて提出すること。（書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」より、質疑書をダウンロードして使用すること）  
なお、質疑書送信のうえは、電話にて受信の確認をするものとする。

- ア 質疑期間 平成 30 年 5 月 1 日（火）午前 9 時から  
平成 30 年 5 月 14 日（月）午後 3 時まで
- イ 提出先 いすみ市役所財政課契約管理班 keiyaku@city.isumi.lg.jp  
質疑に対する回答は、平成 30 年 5 月 16 日（水）までに、メール及び入札情報サービスに掲載する。

## 5 入札の期間及び入札書の提出方法

- (1) 入札期間 平成 30 年 5 月 17 日（木）午前 8 時 30 分から  
平成 30 年 5 月 21 日（月）午後 3 時 00 分まで
- (2) 入札方法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。
- (3) 提出書類 ①入札書（「電子入札システム」により作成のこと）  
②工事費内訳書（「電子入札システム」により添付のこと）  
※工事費内訳書は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードすること
- (4) やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、その旨を財政課に連絡し、入札締切日の午後 3 時までに紙による入札書及び工事費内訳書をいすみ市役所財政課まで提出するものとする。

## 6 開札場所・日時

- (1) 場所 いすみ市役所大原庁舎 2 階財政課 ちば電子調達システム「電子入札システム」
- (2) 日時 平成 30 年 5 月 22 日（火）午前 9 時から
- (3) 立会人 入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いができるものとする。

## 7 入札保証金

入札保証金は、免除します。ただし、いすみ市財務規則（平成 17 年いすみ市規則第 43 号）第 127 条第 2 項の規定により、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収するものとします。

## 8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額とすること。

## 9 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しなくなった場合には、入札締切日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。
- (2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者が無い時は、再度の入札は行わず取止めるものとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (5) 入札参加者が連合または、不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、または、本市の都合により入札を延期、中止若しくは取止める場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (6) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

## 10 入札の執行

入札資格者が1人の場合及び辞退等により入札参加者が1人の場合でも、原則として入札を執行する。

## 11 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示している必要な資格を有しない入札参加者の入札、または必要事項を欠く入札
- (2) 競争参加資格確認申請書又は一般競争入札参加申請書に、虚偽の記載をした者の入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合及び工事費内訳書の添付がない入札
- (6) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) 入札参加資格確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札

## 12 落札者の決定方法

いすみ市財務規則第124条の規定により作成された予定価格以下で、しかも最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### 1.3 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に仮契約を締結しなければならない。

当該仮契約は、市議会の可決があったとき、本契約として効力を生ずる。

議会の可決が得られない時は、契約は無効とする。

### 1.4 前金払及び中間前金払

前金払及び中間前金払については、本市の公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領に基づく。

### 1.5 部分払い

なし

### 1.6 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

### 1.7 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 提出された資格確認資料は返却しない。なお、公表、また無断で使用することはしない。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (5) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (6) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または取り止めることがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本工事に係る下請工事等を発注する場合は、いすみ市内に本店又は支店若しくは営業所等がある者を優先して活用するよう努めること。
- (8) その他入札に関することについては、地方自治法施行令、いすみ市電子入札約款、いすみ市電子調達システム運用基準、いすみ市の規則、要綱等による。

## 18 問い合わせ先

いすみ市役所財政課契約管理班

電話 0470 (62) 1216

FAX 0470 (63) 1252

Mail [keiyaku@city.isumi.lg.jp](mailto:keiyaku@city.isumi.lg.jp)

HP <http://www.city.isumi.lg.jp/>